

第7回 長良川流域新五流総地域委員会 議事概要

日 時：平成30年6月27日（水） 14:00～15:40

場 所：OKB ふれあい会館 第2棟4階 4-2会議室

1. 第7回長良川流域新五流総地域委員会 次第

- 1) 開会
- 2) あいさつ
- 3) 議事
 - (1) 会議統合と規約の改正について【資料1】
 - (2) 「近年の水害を踏まえた水害対策の方向性」について【資料2】
 - (3) 「長良川流域における総合的な治水対策プラン」の進捗について【資料3】
 - 1) ハード対策（河川整備、耐震化、長寿命化）
 - 2) ソフト対策
 - (4) 総合的な治水対策プランの変更並びに追加について【資料4】
 - (5) 危機管理型水位計の活用及び大規模浸水想定区域を想定した避難の考え方について【資料5】
- 4) 閉会

2. 議事要旨

- (1) 会議統合と規約の改正について【資料1】

上記について、事務局から説明があり、次のことが了承された。

 - ・長良川流域新五流総地域委員会と長良川流域水防災協議会を統合し、名称を「長良川流域新五流総地域委員会」とする。
 - ・この委員会を水防法上の「大規模氾濫減災協議会」に位置付ける。
 - ・水防法の規定に基づき、長良川流域新五流総地域委員会は、毎年開催する。
 - ・統合に伴い、規約を改正し、本日付けで施行する。
- (2) 「近年の水害を踏まえた水害対策の方向性」について【資料2】

事務局から説明があった。
- (3) 「長良川流域における総合的な治水対策プラン」の進捗について【資料3】

議事の項目1)、2)の内容について、事務局から説明があり、質疑応答や意見交換がなされた。

それらの主な内容は、以下のとおりである。

 - ・プランの対象は、県事業のみなのか。直轄事業は含まれていないのか。

→県事業のみである。プランの内容については、直轄事業と調整を図る必要があるため、オブザーバーとして木曽川上流河川事務所に参加してもらっている。

- ・p. 8 の長良川河川改修事業について、郡上市木尾地区と深戸地区の進捗率に違いがあるのは、なぜか。

→深戸地区は、事業費は大きいですが、特殊堤を整備しており用地買収を要しないため、比較的スムーズに事業が進捗している。一方、木尾地区は、築堤工事で用地買収を要し、進捗率が上がっていないが、用地買収の完了の見込みも立ち工事を進めている。両地区とも目標としている平成35年度には、事業が完了する予定である。

- ・p. 24 の美濃市の防災情報アプリ配信に関するソフト対策に関して、その狙い等について美濃市から補足説明があった。

→アプリの配信をスタートさせた目的は、美濃市内の防災情報を確認するには「川の防災情報」や「土砂災害防災情報」など複数のホームページを調べる必要があったため、市内の情報を一本化するためである。

(4) 総合的な治水対策プランの変更並びに追加について【資料4】

犀川、鳥羽川のプラン変更並びに新堀川のプランへの追加について、事務局から説明があり、了承された。

(5) 危機管理型水位計の活用及び大規模浸水想定区域を想定した避難の考え方について【資料5】

事務局からの説明及びオブザーバーの岐阜地方気象台から情報提供があり、意見交換がなされた。

それらの主な内容は、以下のとおりである。

- ・避難については、山間部は土砂災害との関連も考える必要があるため、非常に難しい問題であるが、日頃から地域の実情を勘案しながら検討していくことが重要である。
- ・これまでのハザードマップの作成においては、民間の建物を避難所として使用することは難しいとのことであった。今後「想定最大規模降雨による浸水想定」に対応したハザードマップを作成するためには、こうした点などについて地域から要望するなど働きかけが必要である。

以上